

議案第17号

守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年守谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月1日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 17号 | 1 |

守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 17号 | 2 |

- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が守谷市臨時職員及び一般職の非常勤職員の任用等に関する規則（平成16年守谷市規則第1号）第12条第6項第1号又は第2号の特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 17号 | 3 |

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第10条第1号中「産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中「平成7年守谷町条例第1号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 17号 | 4 |

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「により特別休暇を承認されている職員」を「による特別休暇（職員が生後満1年に達しない子を育てる場合のものに限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認」に、「を承認されている」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が守谷市臨時職員及び一般職の非常勤職員の任用等に関する規則第12条第6項第3号の特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

| 議 案 | 頁 数 |
|---------|-----|
| 17 号 | 5 |

提案理由（議案第17号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、職員が働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び平成28年の人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、育児休業等の対象となる子の範囲拡大及び非常勤職員の育児休業等に関する規定を設けるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 17号 | 6 |

守谷市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、</u></p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(新設)</p> |

この号及び同条において「1歳到達日」という。）
（当該子について当該非常勤職員がする育児休業
の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後
である場合にあっては、当該末日とされた日）に
おいて育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする
育児休業をしている非常勤職員であって、当該育
児休業に係る子について、当該任期が更新され、
又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用さ
れることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該
引き続き採用される日を育児休業の期間の初日と
する育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

（新設）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者
は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条
の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親
その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反す
るため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に
規定する養子縁組里親として当該児童を委託するこ
とができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号
の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

（新設）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日
は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に
定める日とする。

（1）次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤

| | |
|-----|----|
| 17号 | 議案 |
| 8 | 頁数 |

職員の養育する子の1歳到達日

- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が守谷市臨時職員及び一般職の非常勤職員の任用等に関する規則（平成16年守谷市規則第1号）第12条第6項第1号又は第2号の特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に

| | |
|-----|----|
| 17号 | 議案 |
| 9 | 頁数 |

掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当して
する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該
子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日
とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日
と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異
なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の
1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に
該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日と
する育児休業をしている非常勤職員であって、当該
任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に
引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末
日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休
業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当すると
き 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1
歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間
の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である
場合にあっては、当該末日とされた日）において
育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配
偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地
方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の
1歳到達日後である場合にあっては、当該末日と
された日）において地方等育児休業をしている場
合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業

| | |
|-----|----|
| 17号 | 議案 |
| 10 | 頁数 |

をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業(守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年守谷町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇をいう。)を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(新設)

| | |
|----|----|
| 17 | 議案 |
| 11 | 頁数 |

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) から (6) まで (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア

(2) から (5) まで (略)

(新設)

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより

| | |
|-----|----|
| 17号 | 議案 |
| 12 | 頁数 |

又はイに掲げる場合に該当

することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) から (7) まで (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年守谷町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員の育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き市規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市規則で定める時間を超えないものに限る。ただし、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる形態を除く。)とする。

(1) 及び (2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(新設)

(2) から (6) まで (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年守谷町条例第1号)第4条第1項の規定の適用を受ける職員の育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き市規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市規則で定める時間を超えないものに限る。ただし、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる形態を除く。)とする。

(1) 及び (2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定

| | |
|-----|----|
| 17号 | 議案 |
| 13 | 頁数 |

職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（職員が生後満1年に達しない子を育てる場合のものに限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の

による短時間勤務をしている職員とする。

(新設)

(新設)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間

の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定により特別休暇を承認されている職員

については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている

| | |
|-----|----|
| 17号 | 議案 |
| 14 | 頁数 |

承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が守谷市臨時職員及び一般職の非常勤職員の任用等に関する規則第12条第6項第3号の特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

_____時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(新設)

| | |
|-------------|----|
| 議 案 号 | 17 |
| 頁 数 | 15 |